

第四節 享保時代と城崎

(1) 享保の改革と定免制

享保元年（一七一六）江戸開府より百余年のち紀伊藩主徳川吉宗が迎えられて、八代将軍改革の要点となる。とき年三十歳であった。

元禄時代から二十年にして幕府の財政はますます窮乏し、身分制度の固定化とともに武士の気風もしだいにたるみ物価は騰貴し、役人どもも私利私慾にはしり、賄賂の横行もしばしばだった。吉宗は御三家から將軍に迎えられた初めての人でもあり、新進氣鋭の將軍として、治世三十年間を政治の改革にあたつた。吉宗の在職中は、当地方では京極甲斐守高永十年、湯島代官所支配十四年、生野代官所支配五年の期間に相当している。

享保の改革の要点はつぎの通りである。一、風紀のひきしめ 二、御公事定書・百ヶ条の制定（裁判や訴訟法）三、諸法度・御触書・覚えの集成 四、目安箱の設置・火消しの制 五、無料診療所を開き、養生所を設ける。（慶應元年、一八六五年までつづく） 六、大岡忠相を江戸町奉行に登用（二十年間）。七、財政処理・

儉約令で衣服調度のせいたくを禁じ、○上げ米（諸大名に）領地一万石につき百石の割合で米を供出させる。○切米、禄高米の分割支給○足高制をとる。○借上げ（俸禄の一部を）。八、相対済の令を発す（札差商人、高利貸に対し）。九、新田検地法令、開発の奨励をする。一〇、年貢の定免制をしく。一一、新農産物の栽培を奨励する（甘藷・菜種・砂糖・人蔘・唐こま・綿・たばこ・茶・養蚕・海産物俵物など）。一二、村役・孝

子・富農に苗字帶刀を許し、村での權威をもたせる。

しかしながら、農業を中心とする生産的經濟を土台にして成立した封建社會は、元禄以来の商業工業の發達によつて商品經濟が旺んとなつてきた。これら新興の商工業を統制して武士の封建的權力下に従属させようとするこの改革は、以後の松平定信の「寛政の改革」（十八世紀終り）、水野忠邦の「天保の改革」（十九世紀中ごろ）とうかつがれることとなり、やがて外國の圧力が加わつて幕藩体制も、もろく崩れていく。

吉宗のことを後世「米將軍」というが、享保の改革をみればわかるように、江戸時代は米遣い^{づか}經濟といわれるほど「米」の果す役割は大きかつた。幕府の米価政策は諸物価の基準としての米価がいたずらに高騰しないようにするものであつたが、十八世紀前半、享保時代に入ると米価は下落したのに諸物価は下がらず「米価安い」の事態が起つた。そして石高制がゆらぎ始めた。

このころその日暮しの庶民が銅錢百文で買える米の量は、安いときで三升、高いときで一升前後であつたといふ。大工の賃金が一日二百~三百文、一人一日の消費量五合、五人家族として高いときは全収入が米代で消費してしまう。また庶民生活は、江戸へ行けば米が食べられるといわれ地方から人々が流入した。そのころ米を庶民がそうぜいたくには食べられなかつた。

江戸・大坂の豪商は、みな米の流通にかかわつていた。享保七年（一七二二）幕府は日本橋に高札を立て、「たとえ天領と私領とが入り組んでゐる場所であつても、新田になるような適當な個所があるならば、所轄の代官・地頭・百姓とも協議して十分な了解を得た上積極的に開発をすすめよ。：それぞれ願い出よ。さつそく調査の上裁許するであろう」と、掲示した。

また代官に対しても、「開墾できる土地を見つけて新田にしたならば、そこから取立てる年貢の十分の一を一生支給する」といって、開墾地をさがさせた。

天領の租率は、享保の中ごろまでずっと四公六民であつたが、享保十三年（一七二八）になると、五公五民となつた。

定免制の実施 年々の豊凶により左右されでは困るので、安定した財源が確保されるよう年貢の定免制をとり、享保六年（一七二一）からはこれを全国に徹底させようとした。実際はそれを上回ることが多く、また一定期間をすぎて年期を切りかえるときは、租率をすこしづつ増す場合が普通であつた。凶作のときでも村高の三割以上の被害でなければ減免を願い出ることが許されなかつた。定免制にかんする城崎郡の関係文書につぎのようなものがある。

恐乍オレナガ、指上サンゲ奉ル口上ノミ之覚

一、私共、村々御定免、当西年季明ニ付キ、先速、御廻文ヲ以テ仰セ渡セラレ承知畏コミ奉リ候。元来小高ノ村方ニテ御座候得共、前々御定免願上ゲ奉リ候御取ハカヒ箇ノ義ハ、前定免御取辻ヲ以テ、当面ヨリ来る午年迄、拾ヶ年、御請負願上ゲ奉リ度キ段。小前百姓一統ニ願上ゲ奉リ候、何卒御慈悲御勘弁ノ上、前定免御取箇ヲ以テ仰立テノ十ヶ年御定免御伺イ為シ下サレ候ハバ偏ニ有難ク存ジ奉リ候。之ニ依ッテ、村々庄屋年寄百姓代連印一札指上ゲ奉リ候 以上

安永六酉年（一七七七）二月

但州城崎郡

(上山・簸磯・来日・今津・湯嶋・小嶋・瀬戸・伊賀谷・下ノ宮・南谷・馬路・祥雲寺・法花寺)

十三ヶ村

萬年七郎右衛門様

御役所

覚

増

一、米	壱升五合	上山村
一、タ	弐斗九升	簸磯村
一、タ	壱石四斗三升	来日村
一、タ	五斗三升	今津村
一、タ	壱石七斗五升	湯嶋村
一、タ	五斗八升	小嶋村
一、タ	壱石弐斗壱升	瀬戸村

右ハ当面御定免切替ニ付キ、又候御定免ニ願候ハ、格別ノ増米ニテ御定免ニ御請負仕候様ニ為サレ仰付、畏奉り承知候工共、弐拾ヶ年高免辻御見合為シ遊バサレ候テハ甚ダ御増免ニ相成候間、御勘弁ヲ以テ右村々書上ゲ候増米ニテ恐多ク存ジ奉リ候得ドモ、当酉ヨリ来ル午年迄拾ヶ年御定免ニ為サレ仰付ケ為シ下サレ候ハバ、百姓共、有難ク願上ゲ奉リ候尤モ本途物成ニツイテハ御増米相成候テハ、殊ノ他御高免ニ相成リ

候得バ、此ノ度、御増米ノ儀ハ地馴申サズ候テモ起返リ段免ニテ御取立願上ゲ奉リ候為メ、其ノ村々連判ヲ以テ書付差上ゲ奉リ候 以上

安永六年酉二月

但州城崎郡

右村之

庄屋

年寄

百姓代

萬年七郎右衛門様

久美浜御役所

乍恐以書附奉願上候御事

(今津「上崎茂家文書」)

城崎郡大浜下組

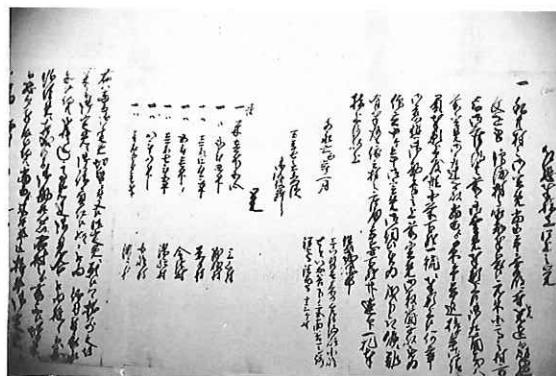
簸磯村

今津村

桃嶋村

一、銘々共村方之儀近年来凶作打続キ困窮仕候所、去西年者別而度々洪水ニ付稻作出來方甚ダ悪ク

（欠損）三ヶ村百姓一同難渋仕リ歎敷奉^{ナガカワシク}存候ニ付御定免年季之内御願ケ間敷儀奉^{恐入}



写75. 恐れ乍ら指上げ奉る口上之覚 (上崎茂氏藏)

候得共破免御願奉申上御見分被為成下候処、御法通ニ無御座ニ付破免相立不申候段被為仰聞無拠承知奉畏候ハバ、定免通リニ奉御請ニ納

御銀込ハ他借等仕リ御上納相勤申候処来ル三月上納御銀者手当無御座候差当り難渋至

極ニ仕リ候ニ附恐多奉存候得共何卒三納御銀之内

（欠損）減シ被為仰附候様ニ奉願上候尤残納御銀之儀者来ル五月延シ被仰付被為シ下候様奉願上候何卒別段ノ御慈悲之御勘弁を以テ右願之通御聞済被為下シ置カレ候ハバ、三ヶ村百姓一同難有仕合奉存ジ候仍而村役人連印を以テ奉願上候以上。

寛政二戌年（一七九〇）二月廿日

（今津「上崎茂家文書」）

久美浜御役所

(2) 城崎温泉の繁榮

備前の人河合章堯は、享保十二年（一七二七）初めて湯嶋を訪れ、同十八年『但馬湯嶋道之温泉寺縁起図

記』を初版している。これは有名な旅行記である。

ついで享保十九年（一七三四）京師の香川修庵は『一本堂薬選』四巻を出版して、「此の邦、諸州温泉極めて多し、而して但州城崎新々を最第一とす」と述べて大いに城崎温泉を賞賛している。

京極藩が減知されて、享保十一年（一七二六）湯嶋村に『湯嶋陣屋』が置かれた。十四年間天領支配、役所の所在地となり、五人の代官が交替した（初代平岡彦兵衛・二代千種清右衛門・三代佐々木佐太郎・四代岡田庄太夫・五代小林孫四郎）。

諸国より旅人の往来が次第に頻繁となり、この頃因州半七なるもの、湯治中に手慰みとして「麦稈細工」を創始し、大いにみやげ物として声価を高めた。爾来一二五〇年有余發展的に、城崎の名産として第一位をほこつてゐる。

美術館内に保存されている「温泉寺縁起図」は、享保十一年（一七二六）没した海北友竹の画くものである。いま城崎町の文化財として、また歴史史料としても貴重なものである。

狩野派五代永徳の高弟、海北友松は（一六一五没）海北派をたて、障壁画の権威であるが、友雪—友竹—友泉とつづいた。友竹は享保十一年七十歳で没しているが、この縁起図は晩年六十六歳の筆といわれる。構図などきわめて細筆である。

吉宗の治世には、享保の改革で儉約令がしばしば発せられているが、ときあたかも城崎温泉の繁栄に向うその時期にあたつていた。年代を追つてみると、

享保二年（一七一七）温泉寺に「大悲殿」の額（泉涌寺卓嵩和尚書）を掲ぐ。

享保三年（一七一八）温泉寺本堂再営結願供養、衆僧七十八人。

享保五年（一七二〇）大坂船、円山川通船相対証文を換す。^{かわ}

享保六年（一七二一）この頃、極楽寺伽藍再興。

享保七年（一七二二）温泉寺御開帖。四所神社通門の隨神寄進（京都こおりや治左衛門）。

享保八年（一七二三）来日・雲光寺精舎建立。

享保十一年（一七二六）湯嶋陣屋を設く。

京極甲斐守高永減知。温泉寺縁起図作者 海北友竹没す。

享保十三年（一七二一八）油屋仁左衛門、四所神社四脚鳥居を寄進す。

享保十四年（一七二九）後西院天皇女、宝鏡寺宮染筆下旨さる。（末代山・円通閣・四所大明神・弁財天）。

享保十五年（一七三〇）四所神社通門再建。

享保十六年（一七三一）因州半七、没す。

享保十七年（一七三二）後藤良山、没す。

享保十八年（一七三三）香川修庵、『一本堂薬選』四巻を著し、一の湯を「海内第一泉」とす。

同年、河合章堯『但馬湯嶋道之記』を著し、「ゆしまの湯」、その名天下に知られる。

享保二十年（一七三五）湊宮より久美浜に代官所を移す。

元文二年（一七三七）来日・宮代大明神、社殿再建。

元文三年（一七三八）薬師堂造営（元文五年、供養式）。

元文五年（一七四〇）湯嶋陣屋を廢す。

寛保元年（一七四一）本住寺山門に題目石設立。

寛保二年（一七四二）大津屋七右衛門に盜人、殺害さる。

寛保三年（一七四三）温泉寺の記録を出石神社に保管。

延享元年（一七四四）口の湯・荒湯・二湯・かさ湯・曼陀羅湯舟並びに上屋等、建替え。

延享二年（一七四五）久美浜代官所の支配地となる。

寛延元年（一七四八）温泉寺開扉、衆僧供養法要五十余人

寛延二年（一七四九）四所神社再建。（十七人衆）

宝暦元年（一七五二）東山延寿松に、二回こうのとり巣ごもり。江戸人磯野屋亀松ら、官に請い高瀬舟

を円山川に通ず。（竹田・豊岡）

宝暦三年（一七五三）桜井良翰『但馬考』十巻を著す。杉力谷の「桃源水銘」を撰す。（結城一慶建立）

湯嶋の水質を述べた大切な碑である。

享保十四年、温泉寺の山門に「末代山」の額を掲げたが、この額については後西院天皇の皇女・宝鏡寺宮の染筆であるが、下賜について代官・平岡彦兵衛良久は、つぎのような書状を宮家家令・池田監物へ出している。

旧臘十七日の貴札相達致^{タクシ}拝見候

然らば拙者支配所但州城崎郡湯嶋村温泉寺御額之儀に就き願上

候

被染玉翰成下され候間 永々疎略之なき様申し渡しあくべく由
仰出さる趣、委細御紙面の通り承知仕り申付け置候

右の為に、返答此の如くに御座候

恐惶謹言



写76 末代山の染筆（城崎町美術館）

正月二十八日 平岡彦兵衛⁽⁴⁾

池田監物様

(温泉寺文書)

吉宗は、延享二年（一七四五）將軍職を子家重にゆずるも、宝暦元年（一七五二）六十八歳で没するまで政治に力を注いだ。

因州半七と
富田仙助

薬師堂境内に高さ三メートル、花崗岩製で左の因州半七の大きな碑がある。
「雪月道伯因州半七之墓」の彰徳碑には、つぎのように述べられている。

湯島郷の物産たる麦藁細工其の起りや遠し此を史に問へば、享保年代に在り、然り而して今日の美術を現はせしは神宮年一回に祭出せし巧者の力によると雖も師なくんば今の蹟をなさず、此をしらしめ、お礼に報ゆるの挙なきを遺憾とす。故に旧跡を探り古老に諮ひ、ここに一つの碑を建設して永く其の因て起りたる初めを憶せしむ、師は因州の人なり、家郷を詳にせず、名は半七、享保十六年十一月九日に歿す。廻国修業の人なり、聊か茲に誌して後世の人にしてしらしむ。

明治二十四年七月

山陰竹斎 但馬豊岡 富田仙助書立之裏面に

棟 梁 但馬城崎氣比郷

岸田甚五郎

石 工 丹後宮津新濱

岸田藤造 とある。

この彰徳碑の傍に、城崎町物産組合の説明板がある。

城崎町物産

むぎわら細工のはじめ

城崎情緒のこまやかさを現した

むぎわら細工は、廻國の修業の人

因幡の半七が享保年代湯治に

来てつれづれの慰みに始めたもの

この業績を称えて、富田仙助の

建てた彰徳碑である。

昭和四十三年十一月九日

商工会では、毎年この碑の前で、半七忌が厳かに執行され、遺徳を偲んでいる。

ちなみに富田仙助は豊岡の人で、竹斎・三省を号し、卓落不羈。幼時、但馬聖人池田草庵の門に入り、のち興國寺奚疑和尚に経史書法を学んだ。豊岡町長を経て、衆議院議院当選二回、晩年、城崎に閑居して、大正二



写77 城崎町美術館（温泉寺）

年九月二十七日に歿した。ときに年五十八歳であった。
麦稈細工は、明治二十年前後、富田仙助らによつて海外まで進出するようになつた。この碑は同氏が私財を投じて建てた彰徳碑である。

仙助の墓は豊岡市養源寺にあり、戒名は「天性院鶴翁寿仙禪定門」である。墓石の側面に碑文があり、墓石側に「顯彰頌徳碑」・「富田仙助翁碑」があつて、彼の生涯を記す。現、豊岡高校の『和魂』の二字は、彼の自題で筆力雄健、翁の神體を表している。

因州半七の墓は、「字坂本」の林屋家の墓地にある。温泉寺の過去帳によれば、享保十六年（一七三一）亥



写78 雪月道伯半七碑



写79 因州半七の墓

十一月九日没。「雪月道白」とある。

碑の大きさは高さ一〇五(セントル)、幅、二五(セントル)、厚さ、二五(セントル)で、玄武岩製である。碑文にはつぎのように記されている。

温泉之嶋、海孔を距、潮邇所、朝夕、厥水惟鹹し、北に日華山を踰え、里許り(六町)に邮有り、所謂桃源なり(桃嶋村)爰に寒泉有り洵に美且異然たる洞をなす。

これを酌みに茲に注ぐに、民惡その勞に勝うべからざるなり、舊人乃ち其の山陽(南)を相して、井を掘り泉に及ぶ、之を汲むに愈々冽く、日に用ひて竭きず。僉、是を桃源の一脈と云う。遂ひに以て之に命ず。曆年の久しきに、井泥食せず甕は敝漏し、縛は幹を絶つ。是に於いて、父老會議を興し卒に之を修す。唯旧貫に仍り敢えて改作せず、其の成功に及んで、來りて銘を請う、因て、諸石に勤し以て後昆に垂れんとす

九仞の深さ 一勺の多

之を汲めば皎潔 茲に注げば滂沱
天工其の作 帝王歌うべし
満ちて溢れず 厥徳謂うべし

宝暦三年癸酉秋八月
出石記堂桜井良翰撰



写80 桃源水銘碑

この碑は宝暦三年（一七五三）に建立されたが、慶安三年（一六五〇）に結城一慶の祖先たる結城氏実のとき、この井は創められた。

この碑文に記しているように、湯嶋の土地は昔から水質がよくない。とくに大谿川の下流、市街地の中央、王橋まで潮の干満があり、いわゆる汐入りである。円山川は恒例のように氾濫し、そのたびごとに大谿川下流域の大半が家屋浸水の被害を蒙ってきたことは、歴史の明らかとするところである。

このような土地に生活する、三百余戸の湯嶋の人たちは、飲料水の良質なものを求めるに切実なものがあった。

独鉛水・ふなやの清水・磯力谷の井戸・お宮の清水と井戸・こうもり場の井戸・弁天さんの井戸・新田屋の井戸等々、共同飲料水として利用されてきた。桃嶋の桃菱水もその一つで、湯嶋の人々は峠越しにこの良水を酌んで運んだことを伝えている。この碑文にあるように「桃源水」もその良水の一つとしてむら人に利用されてきた。

この辺りの「地名」を「^{すけだい}杉谷」と称し、一小字をつくっている。

碑文によると、この井水の創められたのは慶安三年（一六五〇）三代家光の頃で、いまから三百三十年の昔とされる。この碑は、湯嶋村の人たちの日常生活に必要欠くべからざる水についての記録として大切なものである。

城崎温泉に上水道が敷設されたのは、日露戦争当時陸軍傷病兵転地療養所に指定された際、「城崎温泉の致命傷は、水質の不良にある。せめて温泉使用水だけでも、水道の必要がある…」と、県衛生課長、河原英二の

力説によるもので、当時町財政三千円位のときに八千円の起債は非常な英断であった。明治三十七年十月起工、同三十八年（一九〇五）十二月一日通水式が挙行された。

昭和八年六月の「井戸上屋新築寄付者名」によると、この付近五十九戸の名が連書されている。

三円	一戸	七十銭	三戸
二円五十銭	一戸	五十銭	十戸
一円	三戸	三十銭	二十二戸
一円五十銭	三戸	二十銭	七戸
一円	九戸	計	五十九戸

さらに興味深いことは、この「碑」の側に、高さ二三メートル許りの石が二箇あつて、一つは「山の神」、他の一つは「水神」と刻まれていることである。井戸を中心に、八日の針供養、十三日の山の神の祭りが昔から行われて婦人の慰安日とされ、民俗的慣習とされてきたことは古老の語りぐさである。

碑文の銘は、出石藩の儒臣であった櫻井良翰の記したもので、彼の三十七歳のときのものである。櫻井良翰は字は子顯、舟山は号、享保二年（一七一七）養父郡伊佐邑に生れ、医師小出玄寿の季子すえ、出石藩主小出ママ侯の縁戚であった。

延享三年（一七四六）学成り帰郷、翌年藩儒として出石に通勤し姓を櫻井と改め、城の東、有子山へ邸宅を賜り藩校を開いて子弟を教育した。藩命で『但馬考』四篇十巻を編纂している。宝暦七年（一七五七）四十一歳で夭折した。

(3) 後藤良山と香川修庵

後藤良山

わが国において温泉を初めて治病に用いたのは、名医良山らんざんであり、つぎに修庵である。良山名は達、俗称左一郎、一に養庵と号す。曾祖父は豊太閤の臣であつた。万治二年（一六五九）江戸に生れ、幼にして聰明、学を好み一十七歳のとき父母とともに京都に上り、家を賃借りしながら生活していたが、慨いて「我、儒（学者）になろうとしても伊藤仁斎以上にはなれまいし、僧となつても隠元を越す名僧になることも難しい。やむなくば医者になるか」と決心した。親旧の知人と相談して錢一貫文を礼物（みやげ）とし、名古屋の玄医の所に行つて頼んだところ、玄医はその礼物がすくないので家規に合わずと面会もしなかつた。

良山は憤り、門を出るとき「玄医のような、とるに足らぬ人間は人を見る目がない」とののしつて帰つた。だがこののち自ら奮つて刻苦勉励し、ついに医を以て業とした。

名を改め養達と称し、親切手厚く貧賤の人々を救つた。弟子およそ一百人、古医家の大家第一人者となつた。良山は病を治すのに、温泉・熊膽・艾・灸を用うことが多いので「湯熊灸庵」といわれる。今日風にいえば「漢法医」である。

良山が温泉の効能について研究したのは、彼が五十一歳、但馬の湯嶋温泉新湯に浴し、その緩潤活暢の効あるを認め、これを疾病の治療に応用すべきを唱えたことに始まる。享保十八年（一七三三）七十五歳で没した。

天和二年（一六八二）に生れる、姫路の人で江戸時代中期から末にかけての名医で、あんまを治病の一術として用うべきことを唱え、『一本堂餘行餘医言』を著した。修庵は「一本堂」と

香川修庵

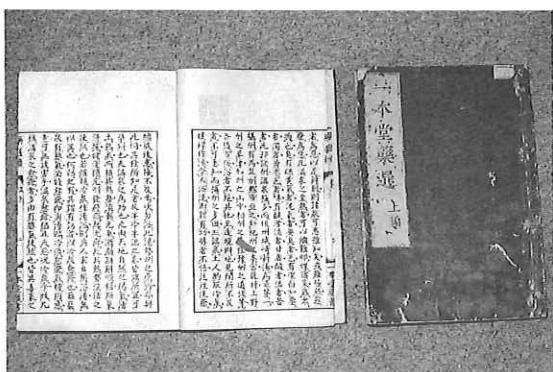
も号した。享保十九年（一七三四）に『一本堂薬選』四巻を著述している。

温泉の効果について、修庵は艮山の遺志を継ぎ、各地の温泉について大いに研究し、その作用は氣を助け、体を温め、瘀血（血のめぐりの悪い病）を破り、壅帶（たまる）を通じ、腠理（はだのきめ）を開き関節を利し、皮膚肌肉・經絡筋肉（からだのすじ）を宣暢するにありとし、その熱度・色・臭・味および発瘡の有無を以てその良否を鑑別するを則とし、城崎・有馬・熱海・本宮・草津・箱根・道後等を歴訪している。修庵は宝暦五年（一七五五）に七十三歳で歿した。

「海内第一泉」 修庵がその著『一本堂薬選』に「海内第一泉」と紹介したことは師、艮山の研究を受継いだもので、艮山が著書を残さなかつたため修庵が紹介したものであるという。『一本堂薬選』出版の前年、享保十八年の『但馬湯嶋道之記』にも、「京都の医師後藤左一郎、此の湯の諸病に効（しるし）ある事を考えて説き広めしゆえに：入湯の者多し…』と記されている。艮山は科学的温泉療法の創始者といわれ、髪を丸めててっはんにチョコーンと束ねるヘアスタイルは、良心的な町医者のシンボルとなつてゐるが、それは“後藤流”と呼ばれていた。

以上いずれにしても、後藤艮山・香川修庵の当代随一の医者から、「城崎温泉は日本一」と折紙をつけられ計らずも、城崎温泉の繁栄、黃金時代を迎えることとなつた。

後藤艮山は、伝統にとらわれず自由な発想から温泉に着目した。高価な漢方薬よりも、治療に役立つものは何でも採り入れた。「湯熊灸庵」と呼ばれ、あらゆる病気は陽の氣と陰の氣の不調和により生じるという後藤説は、「氣留滞説」、溜滞をとくのは温泉効能が一番良いとした。



写81 一本堂薬選（文芸館）

香川修庵は艮山に入門、師に才能を高く評価され、儒学の大家、伊藤仁斎の塾に五年間通わせてもらうなど、一番弟子としてかわいがられた。

『一本堂薬選』は、後藤説と、それを受け継いだ香川の研究を大成したものである。

薬選によると、温泉の良し悪しを決める基準は、「極熱にして瘡を発するを以て佳となし、微温にして瘡の治るものをして惡となす」としている。この論点から城崎を第一とし、低温の有馬や熱海を第二とした。

温泉地が、観光地およびその基地となつてゐる今日のようには、スポーツ施設・娯楽機関・料理・お色気等を目的とするレジャー時代と違ひ、江戸時代は湯そのものの効能が優先されたので、後藤・香川によつて城崎はその声価を天下にあげた。

『薬選』に対抗して文化十三年（一八一六）、大坂の医師柘植龍州は『温泉論』四巻で有馬を激賞したが、これは香川修庵の『薬選』に対抗した意図といふ。眞偽のほどは判らぬが、『薬選』の影響は大きかつた。

「海内第一泉」の一の湯前にある。昭和三十七年五月建立。医学博士藤浪剛一の選文でみがき御影石高さ一七〇センチ、巾九〇センチ、台高一三〇センチ。この碑の裏面に碑文がある。

○メートル、巾九〇センチ、台高一三〇センチ。



写82 海内第一泉碑

「元禄の昔、杏林の名家後藤良山は、此地の新湯に浴して之を第一位に推し、その門人、香川太沖は更に『一本堂薬選』を著して最第一湯とし、自来泉名とみに江湖に伝わるに至った。尚また倉谷安斎は、文政三年『但州城崎湯治指南車』を出して入湯法を説き、新宮涼庭も、弘化年間來り浴して『但馬紀行』を作つた。夙とに城崎温泉の注目せられし事は想ふに餘りあるものである。城崎温泉共同浴場の清楚たるは、末だ嘗て他に見ざる所、昭和の今日海内第一湯と称するも敢えて過言ならずとする。願わくは、町民諸君が益々鋭意して一層施設の全備完整に努められんことを切望して止まざる次第である。」

昭和十七年四月二十四日

医学博士 藤浪剛一 撰

なお、藤浪剛一（一八八〇—一九四二）はレントゲン界の権威で明治十三年名古屋に生れ、父は名古屋藩医であつた。歐州に留学後、順天堂病院レントゲン科長、慶應医大の理学的診療科主任教授を歴任し、昭和十七年、現職のままで病没した。ときには六十二歳である。

日本レントゲン学会・日本医史学会・日本温泉氣候学会等の創立にあずかる。

(4) 山論と地論

山林原野の利用 江戸時代の山林原野は、藩有・代官有のもの・村落が共有するもの・百姓が個人で私有し利用売買してよかつたものなどがあつた。

(一)は「御留山」^(とめ)で、藩や直轄領が所有しているもので、木材や竹材を確保するためであつて、たとえば東山公園は昔、久美浜代官所有であつて樹令数百年の老松樹があつた。

天明八年（一七八八）三月、桃嶋村から久美浜代官へ提出した「指出明細帳」によれば、

一、御高札三枚 切仕丹・火附・訴

一、御留山 壱ヶ所 字長崎山に御座候（現在の東山公園一帯）

此反別 壱町壹反六畝

此木数 三十八本 松材にて候

一百姓持山 五ヶ所 但し雜木苗木等

少々宛御座候

大瀧山 一

石山 一

向山 一

村上 一

坂下 一

一、苅畠 少し

一、薪取山 但し百姓持山并多村之内野山少々

一、田畠こやし 鰯油かすこゑ草致申候

一、蚕 少々致申候

一、川獵 鮎、いな類少々致申候

一、草刈場 村内、野山より刈申候

とある。

(二)は「村山」で、村の共有で管理をして用材・薪・刈敷肥料などを採取する。

(三)はいわゆる「百姓山」で、百姓の私有山林で植林して個人が利用する。この分については「山役」という小物成(付加税)が課税された。

入会山 (一)(二)(三)の山林以外、百姓にとつて大切なものに、入会山がある。村内共有のほか、他村と共有する場合も多く複雑であつて、隣村との間に配分の利権をめぐり、絶えず争いが起きた。

入会山林の利用面では、炭焼・草刈場・薪おどろ採取・牛の放牧の柴野・屋根ぶき用の萱場等いろいろある。だがそのための規制が厳しかった。

「山ノ口」といつて、三月〇〇日からでないと山に勝手に入ることは出来ぬし、焼畑・新田開発による隠田耕地化・切畠開墾・新植林などを禁じ、使用の農具・人数まで規制している場合が多い。

(「桃島公民館文書」)

入会山は、近世の封建的農村社会での生産面の一分野として重要な役割をなす。

「入会山」の用語が現れる古文書に、正保五年（一六四八）二月の「但馬城崎郡西側壹万石山場寫」がある。所在地・入会村名・山手米などが記されている。

そして入会山での山論発生のもつとも多かつた時期は『豊岡市史』寛文二年（一六六一）～一六七

二年（一六七三）～一六八〇年ごろで、元禄

～一六八八～一七〇二年（享保二年）～一七三四年のころ解決された」といわれる。

領主を異にする村と村との山論たる争いは、最終的には江戸沙汰にまで持ち込まれ解決したが、そうでなく明治初めまでつづいたものもある。

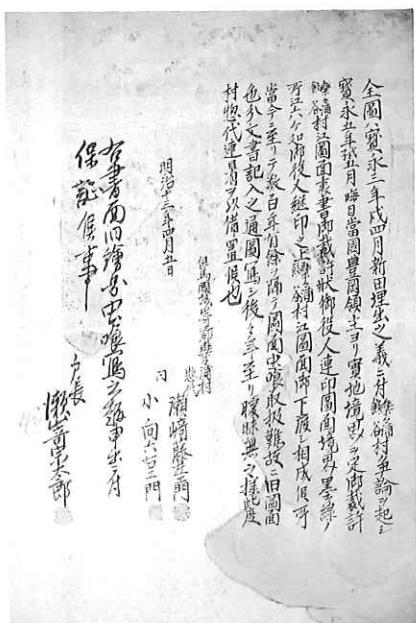
城崎町内の山論地論を概略すれば、

○承応三年（一六五四）

飯谷村・下鶴井村、多年にわたる争論、結村と赤石村、松茸山を争う。

○貞享二年（一六八五）

来日宮代谷の紛争につき、代官より簸磯に申渡し。



写83 飯谷村・楽々浦村境界確認文書
(瀬崎藤右衛門氏蔵)

- 元禄二年（一六八九）
十二月、四所神社と本住寺山境につき、京極藩で解決す。
- 元禄十六年（一七〇三）
上山村・簸磯村の山論に代官御触書を出す。
- 宝永五年（一七〇八）
この頃、飯谷村・樂々浦村海境争論。
- 宝曆六年（一七五六）
今津村・戸嶋村の山論につき、生野代官より御内済。
- 明和四年（一七六七）
今津村、水呑百姓三十二人連判状。
- 明和五年（一七六八）
四月、今津村・戸嶋村の山論解決。
- 安永七年（一七七八）
氣比村・樂々浦村の山論。
- 寛政二年（一七九〇）
今津村と戸嶋村山論。
- 文化五年（一八〇八）



写84 今津村百姓三十二人連判状 (上崎茂氏蔵)

飯谷村・畠上村の山論訴状仲裁成立。飯谷川口地論示談。

○天保十三年（一八四二）

楽々浦村と今津村の網場争い。

○嘉永六年（一八五三）

戸嶋村觀音浦入会に山札四十六枚下附申請。

○安政四年（一八五七）

上山村、簸磯嶋境論争妥結。

そもそも「入会山」は、野山で個人所有でない土地であった。

今津村と戸嶋村の争論 今津村と戸嶋村については、「今津村は、今の戸嶋村の下に、十六戸余居住していた」と伝えているが、時代は明らかでない。ただ近世に入つてからは、今津村は川西の灘庄にあって、湯

嶋・桃嶋・来日・上山等と同じ側の地域であった。

円山川の中流で現在の豊岡市域の納屋村は、対岸の土渕村の出耕分村である。また同市域の戸牧村は、領主杉原氏の代に、一村として妙楽寺村から分村し独立している。わが町域においても、一見は上山の分村である。

今日の行政単位の村落が、一村として成立するのは、既述した通り太閤検地以後の村切り政策であつたから、今津村が一つの村として独立したのは、その時期以降といえるだろう。

戸嶋村に隣接していた今津村が、大川を渡り西岸の現在地に移るまでは、永年の出耕作の苦勞もあつたであらう。肥料や薪、作物の刈畑を山に求めていた。

第四節 享保時代と城崎

表22 今津山（観の浦、向山）入会の争い

家慶		家斉		家治		十代		家重		九代		一七五一	宝暦元年	戸嶋村明細帖に。
十二代	一八五三	嘉永六年丑十月	寛政二年戊三月	安永七年戊	同五年子	一七七八	一七六八	同	明和四年亥	一七六六	一七五六	一七五四	同四年	内済。
家慶	十一代	戸嶋村より久美浜代官へ、 墨付御願い出。	今津村山札紛失新札願い出。	戸嶋村より米三斗年々今津村へ、 山論解決。	山御印札くだす（今津村へ）。	四月「覚」山札三十八枚役所より今津村に判鑑。	十月今津村一味同心四十七人連判にて訴える。	正月戸嶋村久美浜代官へ訴える。	今津村より山働らき差押え。	今津村向山腰林盜伐、戸嶋村忠右衛門。	子歳の争論、結・簎磯・湯嶋取喰衆中により内済（生野代官所）。	『山論出入仕候・札山にて』札山として三十八枚山札。	内済。	戸嶋村明細帖に。
家慶	十一代	戸嶋村より久美浜代官へ、 墨付御願い出。	今津村山札紛失新札願い出。	戸嶋村より米三斗年々今津村へ、 山論解決。	山御印札くだす（今津村へ）。	四月「覚」山札三十八枚役所より今津村に判鑑。	十月今津村一味同心四十七人連判にて訴える。	正月戸嶋村久美浜代官へ訴える。	今津村より山働らき差押え。	今津村向山腰林盜伐、戸嶋村忠右衛門。	子歳の争論、結・簎磯・湯嶋取喰衆中により内済（生野代官所）。	『山論出入仕候・札山にて』札山として三十八枚山札。	内済。	戸嶋村明細帖に。
家慶	十一代	戸嶋村より久美浜代官へ、 墨付御願い出。	今津村山札紛失新札願い出。	戸嶋村より米三斗年々今津村へ、 山論解決。	山御印札くだす（今津村へ）。	四月「覚」山札三十八枚役所より今津村に判鑑。	十月今津村一味同心四十七人連判にて訴える。	正月戸嶋村久美浜代官へ訴える。	今津村より山働らき差押え。	今津村向山腰林盜伐、戸嶋村忠右衛門。	子歳の争論、結・簎磯・湯嶋取喰衆中により内済（生野代官所）。	『山論出入仕候・札山にて』札山として三十八枚山札。	内済。	戸嶋村明細帖に。

結村・戸嶋村・樂々浦村なども、もと「一郷村」で、太閤検地によりムラの生産高が登録され身分制度が確立し、全国の「人払い」政策による戸口調査で百姓身分が確定するまでは、これらの村は「一カ村」で、田畠も入りこみ山も境界がなく入会であった。それが山に境界の設定を求めてきたのは江戸時代寛文九年（一六六九）ころからで、比較的新しい時期である。観音浦山の山論もこの時期にあたる。

今津村が自然的に出耕分村として発足し、江戸時代中期に山の価値があがるにしたがつて、境界設定を行い、当時戸嶋村の訴えに対し反論し、さらに実力行使によって締め出す結果となるのである。

現在地の今津村の成立は、中世末、織豊時代とすれば、戸嶋村の「字向山」の麓に、大サンド・小サンド・カルガ谷・カリガ谷・中道などの地名があり、「カリガ谷」を通称「屋敷」と称することと合わせて考えられる。

明治十一年（一八七八）十二月「山地反別一筆明細帳」が、今津村から戸島村へ提出されているが、それによると、この一帯の杉山・雜木山・柴草山・草山・藪地合計十町七畝が、明治新法の「地租改正」により「從来今津村分地所のところ、今津村耕地は地所接続ないため『飛地』は御定めにより、戸島村に組込み相成るため帳簿相渡し候也……」とある。

この明細帳により、この一帯の所有者はつぎのように名前を記しているが、

今津 五四人 戸島 一五人

今津村のものたちが絶対多数であった。

このことは今津村がもと、戸島村の下にあったことを実証するものでなかろうか。

「觀音浦の向山（畠山）の入会」についての山論は、宝暦五年（一七五五）以後八十年間にわたり断続的につ

づいたが、いまに残る庄屋文書から一、二をふりかえってみよう。

◇明和四年（一七六七）亥正月

戸嶋村の三役から久美浜代官所へつぎのような願い出があつた。

「当村は古来から、今津村観音浦谷上へ入会をしており、鎌働きは未萱筐かやさきなど何でも刈取つてきたが宝暦六年（一七五六）子年争論におよび：結村庄屋小左衛門・湯嶋村庄屋宗七・鍛磯村庄屋六良太夫取あつかいを以て内済仕り、その後故障なくすんでいたが、去る戌年明和三年（一七六六）今津村より山働き差押えにあつて難儀しますので、御訴訟申上げようと思つていましたところ、当所伊右衛門殿が差留められ右三人の衆に取あつかいの儀、御書状で仰付けられたので三人の衆はいろいろ挨拶をされましたが、今津村は相手にしませんので、よんどころなくこのたび御訴え申し上げます。恐れ多く存じますが、今津村の者共を召出され是まで通りに働けるよう御申付け下さいますれば御慈悲を有難く思います」

◇明和四年十月

今津村は、四十六人の連判状をもつて、御役人衆へ訴え出ている。

「戸嶋村との争論につき、当春から山御止め事故のため、木等まで難渋して大変迷惑に存じます」

……（中略）

「争論済みの事は、ご存じの戸嶋村故、落着したことによることにして、段々付入り致し大きいことを申しかけるような無法の村方ですので、此の末どのようによこしまなことを申すも知れず。十三年以前（宝暦三年（一七五三）岩佐絹藏様の御支配の節の争論が内済となり、両村共心得の上、事済み致しました

とき、札山に極め山札三十八枚今津よりつかわし札前で働いてきましたが、様々法外の事を申す戸嶋村でするので、向後は一人も入れないと堅く申合せしました。
御役人衆おききいれなされても、私たち今津村の一昧同心の村中一同は連判いたし結束しました。」といつてある。

◇嘉永六年（一八五三）丑十月

戸嶋村三役から、久美浜代官所へつぎのような願い出をしている。

「戸嶋村入会山権現浦山札四十七枚先に頂載していましたが、今般新たに頂載したいので村役人連印頂載した山札相添えて願いあげます……。」

その願書に対して、今津村はつぎのような覚書をおくっている。

覚

一、山札三十八枚を以つて柴木刈取候儀は、生野御役所よりの内済状に明白にありますからこの度證索いたしませんが、柴木のことは一日壹荷刈り致すこと。

一、この度戸嶋村から篠萱・笛萱等刈るよう願つてゐるが、笛は一切刈ることはさせないこと。また篠萱は左に加印の銘に今津村へ挨拶申し入れたところ、今津村の了簡を以て、此の春萱の分、一日は萱、一日は木いすれも札別を以て一日一荷刈り致すこと。冬萱は戸嶋村より一切刈つてはならぬ。

一、肥草は、戸嶋村より刈取つてはならぬ……」

以上の例にみると、今津村觀音浦向山（畠山）は両村の入会山として永年山論を繰返してきた。

「今津」は出
村が分村か
今津村は、もと戸島村の下にありしとて今に其の跡あり。川を隔て今津村観音浦一帯は、戸島
村に属せしより……とは、大正二年「内川村誌、編纂資料」に記するところである。また「一
点の徵すべき古書類も口碑もなく……」と述べている。

観の浦の畠山（向山、観音浦山とも呼ぶ）は、二五〇ばかりの山で戸島村と大川を隔てた対岸にある。こ
の山は、宝暦六年（一七五六）の「戸島村明細帖」に、「戸島村ハ里山ノ儀少シモ御座ナク候故、観音浦山へ
先年ヨリ今津ト立会山ニテ入り候所、去ル亥年宝暦五年（一七五五）ヨリ山論出入仕リ……札山ニテ……」と。
問題の箇所である。

大正二年の「内川村誌資料」に記している。「川ヲ隔テ 今津村観音浦一帯ハ、戸島村ニ属セシヨリ……」と
ある。

明治十一年（一八七八）十二月

字、向山 山地反別一筆明細帳

但馬国城崎郡今津村

一、壱番 字大サンド

第五拾弐番 字向山タモヅワナル

（式拾七番迄） 今津一六人 戸島一一人

合計	反別	三町四反壹畝六歩
内雜木山		三町八畝壹歩
柴草山		三反三畝四歩
第五拾三番	字向山カリガ谷	二、式番字小サンド
(拾番迄)	今津九人 戸島一人	
合計	反別	式町式反九畝廿六歩
内雜木山	壹町七反五畝拾三歩	
草山	式反	
敷地	三反四畝拾式歩	
第五拾四番	字向山小サンドウ	三、三番字カリガ谷
(拾八番迄)	今津一七人 戸島二人	
合計	反別	壹町八反九畝廿壹歩
内杉山	式反式畝廿八歩	
雜木山	六反壹畝拾壹歩	
柴草山	壹町五反拾步	

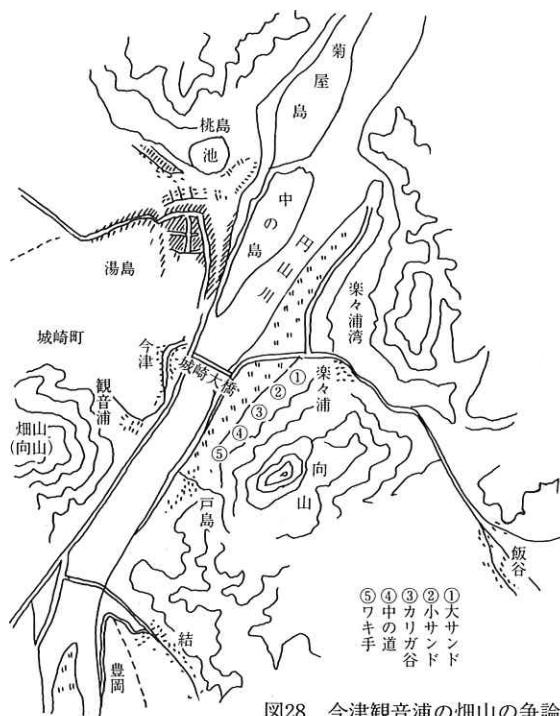


図28 今津觀音浦の烟山の争論見取図

四、四番 字中道

第五拾五番 字向山大サンドウ

(拾三番迄) 今津一二人 戸島一人

合計 反別 弐町四反七畝五歩

内雜木山 弐町三反廿五歩

柴草山 壱反六畝拾步

総合計 反別 拾町七畝廿八歩

〈内訳〉

杉山 二反二畝廿八歩

雜木山 七町六反八畝拾八歩

柴草山 一町六反一畝廿九歩

草山 二反歩

藪地 三反 拾三歩

右、向山之林、從來今津村分地有候處、今津村耕地ハ地脈接続無之ニ付、今般飛地ハ御定以後、戸島邨
ハ組込相成旨、細民之苦情尠カラズ候得ハ共、御成規之覺違背無ク 反別帳簿繪図面相渡候也。

明治十一年（一八七八）十二月四日

今津村惣代 中島五郎左衛門



写85 戸島村向山を眺望

一方楽々浦村は、古い時代から漁村形態の集落であることは古来からの伝説や伝承が物語っている。樂々浦村は湾に面して、いま多くの舟小屋群をもつ集落の特徴をそなえている。時代とともに漁獲は減少し、漁業への依存心は変ってきたが、江戸時代においては漁業水域が生命線として、下は遠く日本海岸線、上は

川税を納め、川舟を使用して農業を営み、なお魚介類を川から得たのである。
今津村は大川に面し、今津渡しを営み、耕地を中嶋・下嶋に開墾し、川漁をして生活している。たとえ川獵の些細な収穫といえども大事な収入源であったであろう。

面であつたことを物語る。

「漁場権」の争いは、幕藩制度時代における地論の一つとして特記すべきことである。すなわち円山川の下川地域の内川筋の農民にとつて、川における漁獵は極めて大切な生活の一

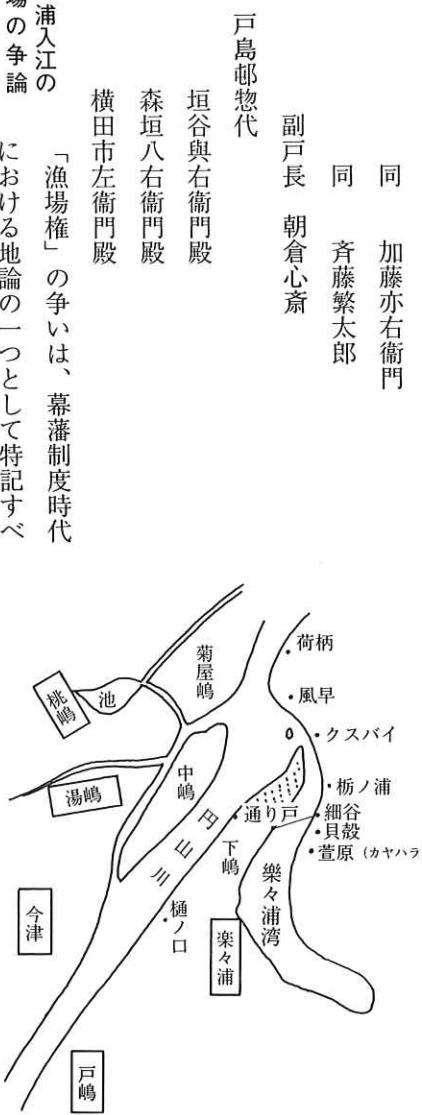


図29 樂々浦入江の見取図（幕末期）

は豊岡市大磯浜までを、その活動範囲としたことが記録に残っている。（「樂々浦 瀬崎藤右衛門家文書」）

『あつかいすみとり かわし のため
「曖昧 済為二 取替一 一札之事』

此の度樂々浦村入江網場の事に付き、今津村より彼是の儀これ有る趣にて、今津村より郡中へ相頼みなされ候に付き、銘々共立入り場所見分の上、両村申立の趣き聞き調べ候ところ、樂々浦村申立て候は、当村地内字竹の鼻迄、夜網等に乗り候儀度々これ有り、菜魚少々取り為し呉れる様申すに付き、付近村の事故人情を以て是迄見逃しに致し候ところ、去る冬十二月使を以て入り来り、この場所などと申越候に付き、存外の儀と申遣はし最早壱艘も入込み為し申さぬ旨申遣はし置き候ところ、其後度々使を以て種々申越候得共、村中一同聞入れ申さぬ旨申し候。

今津村申立て候は、左様の儀にてはこれ無く、全体古き人言い伝え等も之れ有り、字貝がらより口は大川同様にてこれ有り候故、入会に働き候ところ、段々寄済み出来候に付き、追々御見取場、御高入等も之れ有り、只今にては樂々浦村分の様に相見え申候、然れども網場の儀は是れ迄働き來り候事故、樂々浦村へ度々申遣わし候得ども一向聞入れ申さず候間、何卒是迄通り働き相成候様、郡中出役共より樂々浦村へ和解申し聞かしきれ候旨申し候。

右の通り両村申立の趣、承り合い再惣場所見分に及び篤と相考え候ところ、当時の様子にては樂々浦地内に相違これ無く、今津村の地縁少しもこれ無きよう相見え候得ども、今津村申立候前々の争い共相考え候えば、其の理もこれ有り 何分近村和合の儀、不和合にては両村共筋よろしからず。此の上御上様、御苦勞かけ奉り候儀も甚だ以て恐入り奉り候に付き、精々和解申す談候ところ、双方納得熟談相整い候趣き

則ち左の通り。

一、地内は樂々浦村分に候上は、此の以後は見取場等開発の節少しも故障申出で間敷く候事。

一、網場の儀は、字柄の浦谷より少し南、貝がら谷より北の細谷口の杭より西、未(ひつじ)（南西）の方、見通しの杭、それより北、大川迄年々一月・四月・六月・八月・十月・十二月・右丁月六ヶ月は、今津村持網舟式拾艘入込相働き申すべき事

但し、閏月丁月に候はば下十五日働き申すべく。年月に候はば上十五日に働き申すべく候事。

一、樂々浦村年中働き申し候儀は勿論勝手次第に候事。

右の通り取あつかい候ところ、双方得心和融相整い候段相違これ無く、然るにおいては、此の以後別して入縛致し合い両村互に相慎み聊か以てかさつけ間敷儀これ無き様、双方共に實意を以て相稼ぎ事にて永続致さるべく候。依つて向後争論これ無きため、組々出役庄屋連印済状仕り申渡し、依つて如件。

取曇人

奈佐組惣代

宮井村庄屋 治右衛門

同段

大浜上組惣代

瀧村庄屋 善兵衛

同段

鎌田組惣代

下宮村庄屋

勘右衛門

同段

六方組惣代

駄坂村庄屋

市右衛門

天保十三年（一八四二）

寅二月

前書の通り御取曖を以て熟談相整い双方和解に及び候段忝なく存じ候。然る上は以後睦まじく暮し合ひ、毛頭違論がまさき儀決して申出る間敷く候ため、小前惣代・村役人並びに組合惣代庄屋連印を以て済口一札取替しの為め申す所、仍て件の如し。

樂々浦村

小前惣代

権太夫

同段

権右衛門

同段

藤左衛門

百姓代

六右衛門

年寄

市左衛門

庄屋

藤右衛門

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

今津村	小前惣代	庄右衛門	印
	同段	三郎兵衛	印
	百姓代	長右衛門	印
	同段	五郎左衛門	印
	森組惣代	又右衛門	印
	庄屋		
	氣比村庄屋	三右衛門	印
	同段	理左衛門	印
	山本村庄屋		
	大浜下組惣代		
	湯嶋村庄屋	太兵衛	印
	同段		
瀬戸村庄屋	與惣次		
奈佐組惣代			
宮井村庄屋			
治右衛門殿			
大浜上組惣代			



写86 嘴済取替為一札之事（瀬崎藤右衛門氏蔵）

瀧村庄屋 善兵衛殿
鎌田組惣代

下宮村庄屋 勘右衛門殿

六方組惣代

駄坂村庄屋 市右衛門殿

この文書『あかい曖_{あか}済取_{かわ}替_{かわ}ノ為メ一札ノ事』の和解方法などは、後世の人にも何か示唆を与える。

一、今津村より郡中へ、楽々浦村入江に網場をもつことを自由にしてほしいと願い出たことにつき、楽々浦村は「字竹の鼻」まで夜網等に来たり、いくら注意してもやめない。これからは一艘も入れぬという。

二、今津村は、古い人のいい伝えにも「字貝がら」より湾口までは、大川と同様入会になつて働いてきた。それが円山川の寄砂州の発達で耕地が増えて、現在のような楽々浦湾の地形となつたのだから、網場はこれまで通りにしてほしい。

この争論の解決にあたり、組合出役庄屋四人が和解にいり、円満に争論を解決させている。

近世社会の仕組みは、藩や代官所に直接訴訟する以前に、組合惣代出役庄屋で解決させていることがわかる。この事件の解決はつぎのようであった。

解決の図式

「樂々浦村入江へ網場ノ儀ニツキ

今津村ヨリ願出、」訴え出に対して、

郡中取曇人

△立入場所見分

○奈佐組惣代

宮井村庄屋

○大浜上組惣代

滝村庄屋

△両者申立取調べ

○鎌田組惣代

下宮村庄屋

○六方組惣代

駄坂村庄屋

◇近村不和合は、両村のため宜しからず。

◇樂々浦地内に相違なし

今津村、地縁少しも之無く

◇前々之争ひ相考へ

◇貝がら浦の理もあり：

樂々浦・今津の係争について代官所は、郡中惣代を

して共同責任制をとらせて解決させるという、近世封建制の巧みな農民支配のやり方が感じられる。

一、連印を以て済口一札取替し

樂々浦村小前惣代三人、村役三人、今津村からも同数、争論当事者。

一、円山川の東・西の組惣代を立会証人。

森組惣代・氣比組惣代・山本村惣代・大浜下組惣代・湯嶋村庄屋。

一、奈佐組惣代（宮井村庄屋）。

図30 城崎郡中組惣代庄屋



大浜上組惣代（滝村庄屋）。

鎌田組惣代（下宮村庄屋）。

六方組惣代（駄坂村庄屋）。

四人を和解者とした。

〔伝説〕 「萱原」^{かやはら}

昔、今津の浦人が樂々浦入江の字萱原の地で、四ツ手網漁に来て盜猟するので、村人はときの代官に訴え出た。

呼び出された双方とも、それぞれ都合のよいことを主張し繰返すのみでなかなか解決がつかなかつた。或る日の裁判で、今津側は係争地を「貝穀」^{かいこ}といい、これに反し樂々浦側は「萱原」^{かやはら}と正しい地名をいった。

「かいがら」「かやばら」は呼び名が似ているが、正しい地名「萱原」を知る樂々浦側の主張を入れて勝訴と決定し、以後その場所の漁獵をかたく今津に禁じたそうである。

いい伝えによると、延宝元年（一六七三）四代徳川家綱代・初代京極伊勢守代という。前記古文書『曖済取替為一札之事』の争論から約百七十年前のことであった。

第五節 文化文政の時代

(1) 城崎にかんする刊行物など

江戸文化　十一代将軍家斉は、天明六年（一七八六）十五歳で將軍職につき、治世五十二年間の長期政権での最盛期であった。世はまさに天下泰平で榮華を極め、武士は太平に慣れ、百姓・町人ともに太平を称えた。その後に松平定信の寛政の改革と、水野忠邦の天保の改革があり、文化・文政はその中程にあたつて庶民にかつてない文化的な氣風が生れた。

「武士は人を治め、商人は治められる法なるに、今や町人が人を治める世の如し」といわれた。その文化の特色として、民衆の読み書きが普及して、狂歌・川柳・小説・俳諧・浮世絵版画・草双紙・文人画等が全盛をきわめた。

たとえば、円山派の応挙や呉春などの活躍もこの時代であつた。（香住町森の応挙寺）

また宿場の発達によつて都市と地方の交流が活発になるにしたがつて、名所や名産の紹介が盛んとなり、見物かたがた巡遊する人も多くなつて、地理案内が流行し、その手引の刊行も多くなつた。
諸国名所の発展期でもある。名所図絵のほとんど全部が十八世紀以来、「化政時代」にかけて刊行されている。また神詣りやおかげ詣りや巡礼の旅、神仏の御開帳も、たびたび行われるようになり、稻荷信仰は最も盛んとなり文政・天保では神とまで崇められた。